

飼育が困難となったペットの譲り受けを希望される方へ

当センターでは、様々な理由（飼主が死亡・病気・入院・入所・アレルギー、やむを得ない引っ越しなど）で飼えなくなったペットについて、飼主さまが新たな飼主を見つけるお手伝いをしています。

飼えなくなったペットの譲り受けを希望される方は、当センターが、次のように飼えなくなった飼主さまと仲介サポートをいたしますのでご確認の上、飼主募集にご応募ください。

ステップ1 まずはご確認ください。

★次の＜飼主になるための要件＞を満たし、かつ飼主になった場合は次の＜飼主の遵守事項＞について遵守していただける飼主を募集します。

＜飼主になるための要件＞

成人であること。

ペットの飼養が可能な住宅に住んでいること。（賃貸住宅・集合住宅などの場合は、貰い受ける動物の飼養が可能であることがわかる書類等の確認を当センターが行いますのでご了承ください。）

家族全員の同意が得られていること。

万が一、何らかの事情でペットを飼えなくなったときに代わりに世話をする人をあらかじめ決めること。

＜飼主の遵守事項＞

法令等を遵守し、動物の健康・安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、責任を持って終生にわたり家族の一員として大切に飼養すること。

健康上の理由などにより獣医師が実施できないと判断した場合を除き、避妊又は去勢手術を実施すること。

名札等の外観から識別できる所有者明示措置をすること。

マイクロチップが装着された犬猫を譲り受けた場合は、30日以内に指定登録機関に変更登録を申請すること。

マイクロチップが装着されていない犬猫を譲り受けた場合は、できる限りマイクロチップを装着すること。装着した場合は、30日以内に指定登録機関に登録を申請すること。

猫の場合は、室内のみで飼養すること。

ステップ2 ペットを譲り受けた方用のアンケートの記入

当センターのホームページの「ペットを譲り受けた方用のアンケートフォーム」にご記入ください。

*ホームページが見られないなどの場合はお気軽にご相談ください。

*アンケートの記入が困難な場合は、電話での聞き取り等でアンケートを行いますので協力をお願いします。

*主なアンケートの内容

譲渡希望のペットの番号・お名前・ご住所・連絡先・ご家族構成・住宅の形態・動物の飼養経験・現在飼っているペットなど。

[裏面へ](#)

ステップ3 アンケートの内容を飼えなくなった飼主さまにお伝えします。

この時点ではお名前・ご住所・連絡先などの個人情報の提供は行いません。

「飼育が困難となった飼主さま」が「譲り受けを希望する方」との面会を希望された場合はステップ4に進みます。

当センターが確認します。

- ① 住宅でペットの飼養が可能であること
- ② 運転免許証等による本人確認

ステップ4 動物との対面（お見合い）

当センターが、譲り受けを希望するペットと対面していただくように仲介サポートをします。

動物との対面（お見合い）に際しては、原則、当センターの職員が同行し、飼えなくなった飼主さまにも同席をお願いします（市外での対面を希望される場合は当センターの職員は同行しません。）。

譲り受けたい
譲渡したい

合意

飼主さまと譲り受け希望者の双方が動物の譲渡または譲り受けについて合意

ステップ5 譲渡（当センターが仲介する譲渡では金銭の授受はできません。）

実際に飼えるかどうかを試す期間（2週間程度）をとる、互いに譲渡契約書を交わすことをお勧めするなど、安心してペットを譲渡できるようにサポートさせていただきます。

当センターからのお願い

- ・飼育が困難となった飼主さまの中には、＜飼主になるための要件＞や、＜飼主の遵守事項＞に加えて、他の条件（例：庭が広い家、子供がいない、若い世代がいる家庭など）を出される方もいらっしゃいますので、ご理解をお願いします。
- ・当センターは飼えなくなったペットを譲り受けた方とペットが共に幸せに暮らせるように支援させていただきます。そのため、譲り受けを希望されるペットがアンケートで回答いただいた飼養環境にあっていないと思われる場合は、アドバイスさせていただきますので、安心してご応募ください。

お問い合わせ先：名古屋市人とペットの共生サポートセンター



名古屋市熱田区金山町一丁目5番2号 クマダ77ビル2階

電話：052-681-2211 FAX：052-681-2020

ホームページ：<https://dog-cat-support.nagoya/>